

2021年1月22日

逗子市

逗子市中小企業者等家賃支援金の交付対象を拡大し、神奈川県の時短営業に協力した飲食店・カラオケ店等を支援します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、神奈川県が令和3年1月7日付けで飲食店・カラオケ店等に対し営業時間及び酒類提供時間の短縮（以下「時短営業」という。）を要請したことに伴い、時短営業に協力した事業者の家賃負担を軽減することを目的に、逗子市中小企業者等家賃支援金の交付要件を拡大します。

交付金額は、時短営業を開始した日及び1箇月に支払う家賃に基づいて決まります。

事業名	逗子市中小企業者等家賃支援給付事業
交付対象者	店舗を賃借している中小企業者及び個人事業者
申請条件	次のいずれにも該当する者 ①市内に店舗を設置し、事業に供することを主たる目的としてその建物や土地を賃借している（土地のみを賃借している者は除く。） ②神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の交付要件を満たしていること
支給金額	時短営業を1月25日以前に開始した者：13万円 （1箇月に支払う店舗・事務所等の家賃等が6万7千円に満たない場合は6万5千円を支給） 時短営業を1月26日以降に開始した者：6万5千円 （1箇月に支払う店舗・事務所等の家賃等が6万7千円に満たない場合は3万3千円を支給） ※時短営業は、令和3年2月7日（日）まで連続して行うことが条件です。
申請期間	令和3年2月1日（予定）から令和3年2月26日（必着）まで
想定対象店舗数	約250店舗

【付属資料】

資料1：逗子市中小企業者等家賃支援金（時短営業協力店舗向け）チラシ

本件に関するお問い合わせ先：
市民協働部経済観光課 黒羽・大野
電話：046-873-1111 内線280・281